

社会保障と税の一体改革関連 8 法案、社会保障と税の一体改革集中審議

[議事録 4/10]

- ・確実に若年者雇用に結びつく施策の必要性
- ・マイナンバー法案の扱い

○吉川沙織君

さて、次は、確実に雇用に結び付く施策の必要という観点でお伺いいたしたいんですけども、厚生労働省の労働経済動向調査によりますと、企業が正社員を募集する際、既卒者の応募受付状況を見てみますと、既卒者が応募可能だったとする事業所割合は、平成 20 年の調査で 33%、平成 21 年で 27%、平成 22 年で 25%、平成 23 年で 27%にとどまっています。



平成 22 年 11 月に、雇用対策法に基づく青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針、これが一部改正され、事業主は学校等の新卒者の採用枠に卒業後少なくとも 3 年間は応募できるようにすべきものとするということが新たに盛り込まれました。

また、厚生労働大臣を始めとして主要経済団体に対しても、卒業後 3 年以内、新卒枠で受付可能だということを是非お願いしますと要請行動を何度もいただいておりますが、今申し上げたデータのとおり、既卒者が応募可能な企業というのは微減して、ちょっとだけ増えているというような状況ですので、やっぱり少ない現状があると思います。

これは、指針の改正や要請では企業に強制力を持たせることが限界があるという証左であると思います。ですから、社会保障制度の支え手を増やすためにも、若年層の雇用を促進する方策として国はしっかりそれを取らなければならないと思います。

例えば、今いろんな事業ありますけれども、重複しているような事業を見直すことによって、既卒者を積極的に雇用した企業に対して社会保険料の事業主負担分を国が少しでも、まあ一部免除するなど、そういう方策は取るに値すると思えますが、総理、いかがでしょうか。

## ○内閣総理大臣(野田佳彦君)



リーマン・ショック後、若者雇用が厳しさを増し、とりわけ既卒者を募集する企業が大幅に減少したことを受けまして、吉川委員御指摘のように、雇用対策法に基づく青少年雇用機会確保指針を平成 22 年 11 月に改正し、卒業後 3 年以内の既卒者の新卒枠での応募受付を事業主に要請をさせていただきました。

指針改正後、新卒枠で正社員を募集した事業所のうち既卒者の応募を受け付けるものの割合で見ますと、平成 22 年、53%から、23 年、59%に上昇をしています。また、ジョブサポーターの支援により、23 年度には約 9 万人の既卒者の就職が決定をしています。

しかしながら、御指摘がありましたように、依然若年者雇用は厳しく、若者雇用戦略においても既卒 3 年以内新卒扱いの標準化を盛り込まさせていただきました。引き続き事業主へ要請をするとともに、併せて事業主負担の軽減策であるトライアル雇用奨励金などの周知を徹底して、既卒者の就職促進に努めてまいりたいと考えております。

## ○吉川沙織君

今問題提起いたしましたのは、リーマン・ショックの影響もありますけれども、やっぱりそれでも増えていませんで、指針の改正や要請では限界があるということを申し上げましたので、是非そこは、もう一歩踏み込んだ対策を是非お願いしたいと思います。

さて、次、マイナンバー法案の扱いについてこの委員会の中でも何度も取り上げられていますけれども、このマイナンバーについては、若い世代から見ましても将来の安心にもつながる言わば新しい情報化時代の社会インフラであるだけでなく、社会保障の仕組みを大きく変え、真に手を差し伸べる必要がある人に必要な社会保障給付を行うためのものであり、今回の社会保障と税の一体改革の議論において必要不可欠であると考えます。



今回の特別委員会の審議とは別建てになってしまっているマイナンバー法案について、7月20日の当委員会においても自民党委員の質疑の中で、マイナンバー法案について、「全く審議がされていない法律があるのに、この法律の採決はできないと思いますが、いかがでしょうか。」との発言と併せて、このことについて理事会協議をお求めになられましたので、一昨日から理事会で協議に入っています。

今後検討される給付付き税額控除の導入のためにも、この法案を審議し、採決をすることが理にかなうことではないかと考えますが、総理の御見解、お伺いします。

### ○内閣総理大臣(野田佳彦君)



社会保障・税番号制度につきましては、総合合算制度であるとか給付付き税額控除を導入する場合にはその本格的な稼働や定着が前提になるものであるなど、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるものであり、マイナンバー関連法案は一体改革とも密接に結び付いた重要な法案であると考えております。

マイナンバー関連法案の早期成立に向けて、与野党双方に衆議院での同法案の審議促進をお願いを申し上げたいというふうに思います。

### ○吉川沙織君

通告しておりませんが、岡田副総理、7月24日の記者会見で給付付き税額控除について、少ない予算で手当てできる、しかし、本当に所得が少ないかをどこまで正確に把握できるかという問題は残るとい趣旨のことを御発言されています。

所得が本当に少ないかをどこまで正確に把握できるか、もちろんマイナンバーでも限界があることは分かりますけれども、でも、やはりこれを入れることによって所得が正確に捕捉でき、真に手を差し伸べる必要がある人に対して差し伸べることができるのがこのマイナンバーだと思いますが、岡田副総理、いかがでしょうか。

### ○国務大臣(岡田克也君)

記者会見での私の発言は軽減税率との比較の中で申し上げたことで、それぞれのメリット、デメリットについて申し上げたところです。給付付き税額控除の最大の問題は、きちんと本当に必要な方、つまり所得が少ない方が特定できるかどうかということに



あるということを申し上げたわけで、私はそのことをしっかりやらなければいけないという、そういう前提で申し上げているところです。

これからの社会保障政策の一つの大きな柱は、やはり所得が非常に少ない方に対してどういう対策を講じていくかということであって、その前提はそのことが特定できるということですから、非常に私は重要なことだと思っております。そして、そのためにもマイナンバー制度の導入が必要不可欠であるということは論をまたないところであります。

### ○吉川沙織君

是非何とか協議をして、衆議院で審議をしていただいて、参議院でも採決ができる環境を整えていくことは与野党共に大事なことであると思えます。

続きの議事録(5/10)は、[こちら](#)です。